

国民年金保険料免除申請のお知らせ

国民年金保険料の免除申請は7月がスタートです！

令和4年度の国民年金保険料免除・納付猶予申請書は令和4年7月から申請ができます。

下記のいずれかに該当する方で令和4年度免除申請を希望する方は、早めのお手続きをお願いします。

- ① 所得の減少や失業等の理由により保険料の納付が困難な方
- ② 昨年度（令和3年7月～令和4年6月）の免除申請が承認された方で、一部免除の方、退職等の特例（失業特例）により免除の承認を受けている方、免除の継続審査を希望していない方
- ③ 令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じ、令和3年1月以降の所得の状況による所得見込額が国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれ、保険料の免除を希望する方（申請書とは別に所得の申立書が必要となります）

※ 学生納付特例は、4月（または20歳の誕生日前日）～翌年3月が免除の対象期間となり年度ごとに申請が必要です。希望をされる方は、早めのお手続きをお願いします。

国民年金保険料を未納のままにするとどうなるの？

将来の年金だけでなく障害、死亡といった不測の事態が生じたときに「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。免除を希望される方は早めのお手続きをお願いします。なお、免除申請手続き後、日本年金機構において審査を行い、審査結果を通知します。

申請をするにはどうしたらいいの？

年金事務所窓口、市町村役場窓口、日本年金機構ホームページから申請書をダウンロードして郵送のいずれかで行うことが可能です。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での申請をぜひご利用ください。

★日本年金機構ホームページ★

<https://www.nenkin.go.jp>

または日本年金機構で検索

★ お問合せ ★

◇ねんきん加入者ダイヤル：☎ 0570-003-004

◇竜王年金事務所：☎ 055-278-1104

または、南部町役場

◇住民課 本庁舎：☎ 66-3405（直通）

◇住民課 分庁舎：☎ 64-4834（直通）